

令和 8 年 7 月 日

大 阪 市 長
横 山 英 幸 様

大阪市環境影響評価専門委員会
会 長 貫 上 佳 則

咲洲東地区埋立事業環境影響評価準備書の調査審議について（答申）（案）

令和 8 年 4 月 24 日付け大環境第 e-27 号により諮問のありました件について、当委員会は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

市長におかれては、本件に係る環境の保全及び創造について意見を述べるにあたり、当委員会で指摘した事項について十分に配慮されるよう申し添えます。

第 1 対象事業の概要

1 事業者の名称等

名 称：大阪市

代表者：大阪港港湾管理者 代表者 大阪市長 横山 英幸

主たる事務所の所在地：大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：咲洲東地区埋立事業（以下「本事業」という。）

種 類：公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 1 条第 1 項に規定する公有水面の埋立て事業（埋立てに係る区域の面積が 15 ヘクタール以上に該当）

3 対象事業の実施区域

住之江区南港東 4 丁目地先

4 対象事業の目的

大阪港では、木材の製材化の進展により輸入製材量が急増し、陸上での製材取扱用地が不足してきています。さらに、大型化する外貿不定期船の入港がみられることから、これらの船舶が接岸可能な岸壁及び貨物取扱用地の整備が必要となっています。

また、近年の物販系分野における電子商取引（EC）市場規模の拡大等を背景に、大阪

港では貨物輸送の効率化が図れる大型物流施設の立地需要が高まっており、流通施設用地の整備が必要となっています。

本事業では、大型船舶の接岸に対応した岸壁及び貨物取扱用地の整備と、流通施設用地の確保を図るため、埋立による用地造成を行うことを目的とされています。

5 対象事業の内容

本事業の概要は、表 1 のとおりです。

表 1 事業の概要

項 目	内 容
埋立面積	約 35ha
工事期間	岸壁・護岸：〔当初計画区域（北側岸壁）〕令和 8 年度以降（2026 年度以降） 〔当初計画区域（北側護岸及び東側護岸の一部）〕及び 〔追加区域〕令和 10～14 年度（2028～2032 年度） 埋 立：令和 14～24 年度（2032～2042 年度） 基 盤 整 備：令和 24～25 年度（2042～2043 年度）
供用開始	令和 26 年度（2044 年度）

注：当初計画から変更がない北側岸壁（南港東外貿ふ頭整備事業）については、本環境影響評価準備書の対象外であり、令和 8 年度（2026 年度）以降、国土交通省により工事が再開される予定である。

本事業は、平成 11 年 9 月に環境影響評価書が提出され、平成 13 年 3 月に工事が着手されたものの、平成 18 年以降、工事が休止されています。その後、事業者は埋立面積を約 25 ha から約 35 ha へ拡張するなど計画が変更されたため、令和 5 年 11 月から環境影響評価方法書以降の手続きが再実施されています。対象事業の変更内容は表 2 のとおりです。

表 2 対象事業の変更内容

項目		変更前	変更後
名称		南港東地区（木材整理場）埋立事業	咲洲東地区埋立事業
内容	規模	埋立面積：約 25ha	埋立面積：約 35ha
	埋立位置	住之江区南港東 4 丁目地先	住之江区南港東 4 丁目地先
	埋立工法	埋立用材を土運船により海上運搬し、揚土船を用い埋立	埋立用材をダンプトラックにより陸上運搬し埋立
	埋立時期	護岸工事完成後に埋立工事を順次実施	国直轄事業背後の埠頭用地を先行して埋立工事を実施

第2 指摘事項

事業者は、事業の内容等を踏まえ、次の事項について十分留意し、環境影響評価書等に反映させたうえで事業を実施する必要があります。

1 全般事項

- ① 本事業の実施にあたっては、護岸整備・埋立てに伴う海域環境への影響の低減に努めるとともに、事業計画地周辺における生物の生息・生育環境に適切に配慮すること。
- ② 事業計画地を含む海域は、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける。そのため、同法に基づく国の「瀬戸内海環境保全基本計画」に掲げる目標の達成と維持に支障を及ぼさないよう配慮するとともに、「埋立ての基本方針（昭和49年5月、瀬戸内海環境保全審議会の答申）」に示す環境保全上の配慮に取り組むこと。

2 環境影響評価項目

(1) 大気質

建設機械の稼働に伴う排出ガスにおいて、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果は環境基準値を満たしているものの、大阪市が定める環境保全目標値（1時間値の1日平均値が0.04ppm以下）を上回る予測結果となっている。そのため、環境影響評価準備書及び事業者が新たに検討するとされた環境保全対策（使用機械の上位規格化、台数・稼働時間の削減、後処理装置の付加等）を適切かつ確実に実施するなど建設機械からの窒素酸化物等の排出抑制を強化すること。

(2) 水質

周辺海域への濁水拡散を最小限にとどめるため、建設工事中は汚濁防止膜を設置することとしているが、汚濁防止膜は風、波及び潮流の作用を受け続け、貝や藻類の付着により劣化・破損等が生じるおそれがあることから、定期的な点検及び計画的な補修を行うなど維持管理を適切に実施すること。

(3) 騒音

事業計画地周辺の環境騒音の現地調査の結果、環境基準値を超過している地点が確認され、さらに本事業の建設工事の影響により環境基準値を超過すると予測される地点が確認されたことから、工事が集中しないよう工事工程の調整等、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策に加え、更なる追加対策を検討し、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について十分配慮すること。

また、建設機械からの騒音レベルの予測結果では、事業計画地敷地境界（西側）

付近での影響が最大となることから、防音シート及び仮囲いを適切に設置し、維持管理を徹底すること。

(4) 低周波音

建設機械等の稼働に伴う低周波の音圧レベルの予測では、1,000馬力以上の作業船を8,000馬力の船舶とみなしていることから、安全側で影響予測されていると考えられるが、現況値（1/3オクターブバンドレベル）では「心身に係る苦情に関する参照値（低周波音問題対応のための評価指針（環境省））」の超過が確認されていることから、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策を適切に実施すること。

また、事後調査の結果、敷地境界において環境保全目標値を超過した場合は、環境保全対策を強化するとともに、事業計画地近傍の住宅等の環境保全施設への影響について評価すること。

(5) 廃棄物、残土

- ① 廃棄物に係る環境保全目標として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた規制基準に適合すること」を掲げているため、工事排水の処理に伴い発生する沈殿物（汚泥）についても適切に評価すること。
- ② 建設工事に伴い発生する残土量は86,837 m³と予測されているが、全量を処分する計画となっている。建設発生土は有効利用可能な資源であることから、他の工事での利用を含め、残土の有効利用に取り組むこと。

(6) 動物、植物

本事業の埋立工事期間は約11年と長期に及ぶため、順次造成された埋立区域において、コアジサシに限らず、他の陸域動物・植物（重要種）の生息・生育が確認された場合には、適切な保全・配慮を実施すること。

大阪市環境影響評価専門委員会（全体会・各部会）における検討結果

別添のとおり

[参 考]

大環境第 e-27 号
令和8年4月24日

大阪市環境影響評価専門委員会
会 長 貫 上 佳 則 様

大阪市長 横 山 英 幸

咲州東地区埋立事業環境影響評価準備書について（諮問）

標題について、大阪市環境影響評価条例第20条第2項の規定により、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるにあたり、貴専門委員会の意見を求めます。

大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿

荒木 修	関西大学法学部 教授
魚島 純一	奈良大学文学部文化財学科 教授
梅宮 典子	大和大学理工学部 教授
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部建築学科 教授
岡崎 純子	大阪教育大学 特命研究員
◎貫上 佳則	桃山学院大学工学部都市デザイン専攻 教授
亀甲 武志	近畿大学農学部水産学科 教授
木元 小百合	大阪産業大学建築・環境デザイン学部建築・環境デザイン学科 教授
塩見 康博	立命館大学理工学部環境都市工学科 教授
嶋寺 光	大阪大学大学院工学研究科 教授
竹村 明久	関西大学環境都市工学部建築学科 准教授
花嶋 温子	大阪産業大学建築・環境デザイン学部建築・環境デザイン学科 教授
○藤田 香	近畿大学総合社会学部総合社会学科 教授
松井 孝典	大阪大学大学院工学研究科 助教
山口 弘純	大阪大学大学院情報科学研究科 教授
山本 浩平	京都大学大学院工学研究科 講師

(50 音順 敬称略 ◎：会長 ○：会長職務代理)

(令和 8 年 7 月 17 日現在 16 名)

大阪市環境影響評価専門委員会部会構成（敬称略）

部 会 名	専 門 委 員	連 絡 会 委 員 等
総 括	貫上 佳則 藤田 香 荒木 修	計画調整局計画部都市計画課長 環境局総務部企画課長 環境局環境施策部環境施策課長 環境局環境管理部環境管理課長 環境局環境管理部環境規制課長 環境局環境管理部土壌水質担当課長 大阪港湾局計画整備部計画課長
大 気 大気質 気 象（風害を含む） 地球環境	塩見 康博 嶋寺 光 山本 浩平	計画調整局建築指導部建築確認課長 健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境施策部環境施策課長 環境局環境管理部環境管理課長 環境局環境管理部環境規制課長
水質廃棄物 水質・底質 水 象 地下水 土 壌 廃棄物・残土	貫上 佳則 木元小百合 花嶋 温子	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境管理部環境管理課長 環境局環境管理部土壌水質担当課長 環境局環境管理部産業廃棄物規制担当課長 建設局下水道部下水道資源循環課長
騒音振動 騒 音 振 動 低周波音	塩見 康博 松井 孝典	環境局環境管理部環境管理課長 環境局環境管理部環境規制課長
地盤沈下 地盤沈下 地 象	木元小百合	環境局環境管理部土壌水質担当課長
悪 臭 悪 臭	竹村 明久	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境管理部環境規制課長
日照阻害 日照阻害	梅宮 典子	計画調整局建築指導部建築確認課長
電波障害 電波障害	山口 弘純	都市整備局住宅部設備担当課長 都市整備局企画部設備担当課長
陸生生物 動 物 植 物（緑化） 生態系	岡崎 純子	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境施策部環境施策課長 建設局公園緑化部調整課長
水生生物 動 物 植 物 生態系	亀甲 武志	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境施策部環境施策課長 環境局環境管理部環境管理課長
景 観 景 観 自然とのふれあい活動の場	岡 絵理子	計画調整局計画部都市景観担当課長 建設局公園緑化部調整課長
文化財 文化財	魚島 純一	教育委員会事務局総務部文化財保護課長
大阪市環境影響評価専門委員会事務局		環境局環境管理部環境管理課

（令和6年8月1日現在）

大阪市環境影響評価条例に基づく手続経過

令和８年３月１６日	事業者は大阪市環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書を大阪市長へ提出
令和８年３月１８日	市長は関係地域（大阪市住之江区、大正区）を定め、事業者あてに通知
令和８年３月３１日	市長は、準備書等の提出を受けた旨および関係地域を公告 市長は準備書等の写しを縦覧開始 （令和８年４月３０日まで） 市長および事業者は準備書に対する意見書の受付を開始 （令和８年５月１４日まで） 意見書数 なし
令和８年４月１９日 令和８年４月２２日	事業者は準備書の説明会を開催 開催場所 すみのえ舞昆ホール（住之江区民ホール）〔4/19・4/22 共通〕
令和８年４月２４日	環境影響評価専門委員会（全体会）の開催 市長は準備書の調査審議について専門委員会に諮問 事業者説明（準備書）および質疑
令和８年５月２５日	環境影響評価専門委員会（騒音振動部会）の開催 事務局説明（指摘事項等）、質疑および審議
令和８年５月２７日	環境影響評価専門委員会（大気・悪臭合同部会）の開催 事務局説明（指摘事項等）、質疑および審議
令和８年５月２９日	環境影響評価専門委員会（陸生生物・水生生物合同部会）の開催 事務局説明（指摘事項等）、質疑および審議
令和８年６月２日	環境影響評価専門委員会（景観部会）の開催 事務局説明（指摘事項等）、質疑および審議
令和８年６月５日	環境影響評価専門委員会（水質廃棄物部会）の開催 事務局説明（指摘事項等）、質疑および審議
令和８年６月３０日	環境影響評価専門委員会（総括部会）の開催 事務局説明（指摘事項等）、質疑および審議
令和８年７月１７日	環境影響評価専門委員会（全体会）の開催 事務局説明（答申案）、質疑および審議